

屋外広告業に関する手続きの電子申請化について

令和8年2月9日

山形県 県土整備部 県土利用政策課

Contents

01	屋外広告業について	1
02	屋外広告業の登録件数	5
03	屋外広告業に関する手続きの電子化について	7

屋外広告物法において「**屋外広告業**」とは、

屋外広告物（以下「**広告物**」という。）の**表示**

又は

広告物を掲出する物件（以下「**掲出物件**」という。）の**設置**

を行う営業 をいう。

広告主から**広告物の表示・設置に関する工事**を請負い、**屋外で公衆に表示**することを「業」として行う法人または個人をいう（**元請け下請けの立場は問わない**）

【屋外広告業に該当しないもの】

- 広告物の設置に関する工事を業として請け負わないような**広告代理店等**
- 単に屋外広告物の印刷、制作等を行うだけで、現実に屋外広告物を表示したり、掲出物件の設置を行わないもの

2

第9条	都道府県は、条例で定めるところにより、 その区域内において屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならないもの とすることができる。
第10条	都道府県は、前条の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 登録の有効期間 に関する事項 二 登録の要件 に関する事項 三 業務主任者の選任 に関する事項 四 登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止 に関する事項 ※ 登録の有効期間は、五年

上記は、**全て都道府県が条例で定めること**となっている

山形市で屋外広告業を営む場合には、県の屋外広告業に登録した旨を山形市に届出（**特例屋外広告業届出書**）することとなっている

3

条例条文	内容
第21条	広告業の登録（登録の有効期間は5年）
第21条の2	登録（更新）の申請
第21条の3	登録の実施
第21条の4	登録の拒否
第21条の5	登録事項の変更の届出
第21条の6	屋外広告業者登録簿の閲覧
第21条の7	廃業等の届出
第21条の8	登録の抹消
第22条	講習会
第23条	業務主任者の選任等
第23条の2	標識の掲示（屋外広告業者登録票の掲示）
第23条の3	帳簿の備付け等（注文者の氏名・住所など）
第24条	広告業を営むものに対する指導、助言、勧告
第24条の2	登録の取消し等
第24条の3	屋外広告業者監督処分簿の備付け等
第24条の4	報告及び検査
第24条の5	登録（更新）申請手数料（1万円（県証紙））

各種申請・届出の様式は、県のホームページに掲載しています。
（やまがたの屋外広告物」で検索）

Contents

01 屋外広告業について 1

02 屋外広告業の登録件数 5

03 屋外広告業に関する手続きの電子化について 7

- 山形県屋外広告業登録業者一覧（下記の表）について毎月更新し、県HP内の「やまがたの屋外広告物」にて公開中
- 登録件数は1月1日時点で625件
- 令和6年度中の申請件数は、213件（新規18件・更新49件・変更139件・廃業7件）

■ 山形県屋外広告業登録業者一覧（令和8年1月1日現在・登録通知済の事業者）

(※) 更新申請中の業者は、従前の登録期間が表示されている場合があります。

登録番号	登録年月日	登録業者		営業所		業務担当者	監督処分
		氏名又は名称	法人代表者氏名	名称	所在地		
3	R7.10.3	有限会社フジエ芸	片岡富士男	有限会社 フジエ芸	山形県山形市蔵王半郷659-11	片岡富士男	
5	R7.10.3	山田塗装 株式会社	青木 美芳	山田塗装株式会社	山形県酒田市東大町三丁目7-10	渡邊 巖	
9	R7.10.3	小田嶋秋実(ジェイエ芸)		ジェイエ芸	山形県新庄市大字松本120-2	小田嶋淳子	
10	R7.10.3	有限会社中倉サインエ芸	品川 健一郎	有限会社中倉サインエ芸	宮城県仙台市宮城野区新田1丁目3-10	品川 健一郎	
11	R7.10.3	東北シルク株式会社	林 俊明	東北シルク 株式会社	山形県山形市宮町二丁目13-11	林俊明	
12	R7.10.3	乙坂利治(アートデザイン乙坂)		アートデザイン乙坂	山形県鶴岡市福生一丁目6-23	乙坂利治	
13	R7.10.3	生居 収(生居巧房)		生居巧房	山形県山形市業師町二丁目17-32	生居 収	
15	R7.10.3	株式会社スカフ	増田隆	株式会社 スカフ	山形県山形市北町一丁目2-20	増田隆	
18	R7.10.3	株式会社サンコー造型	山田 直幸	株式会社 サンコー造型	宮城県仙台市若林区蒲町東10-15	山田 直幸	
19	R7.10.3	株式会社エスケイ・オーニング	渡邊 修	株式会社エスケイ・オーニング	山形県山形市桜田東三丁目7-14	福澤 幸樹	
22	R7.10.3	株式会社アートランド	原沢 薫	株式会社アートランド	群馬県富岡市神成332-1	原沢 薫	
23	R7.10.3	有限会社マルケイエ芸社	竹田光子	有限会社 マルケイエ芸社	山形県米沢市御蔵三丁目2-35	竹田正樹	
25	R7.10.3	須藤 和喜(サインボード・カズ)		サインボード・カズ	山形県南陽市池黒867	須藤 和喜	
26	R7.10.3	有限会社三沢看板	三澤正義	有限会社 三沢看板	山形県米沢市東大通三丁目10-23	三澤 正義	
29	R7.10.3	江口一弘(弘エ芸)		弘エ芸	山形県鶴岡市大西町26-37	江口一弘	
30	R7.10.3	有限会社ツカサ看板広告	富樫 智恵	有限会社ツカサ看板広告	山形県酒田市亀ヶ崎三丁目10-3	富樫 智恵	
33	R7.10.3	株式会社AB企画	阿部 貴俊	株式会社AB企画	宮城県名取市高館熊野堂字岩口南37-1	荒屋 宏和	
35	R7.10.3	石塚哲郎(拓宣)		拓宣	山形県鶴岡市大山二丁目1-10	石塚哲郎	
36	R7.10.3	今野英人(コンノサイン)		コンノサイン	山形県鶴岡市大字三瀬成437-1	今野英人	
40	R7.10.3	株式会社サインズ	大場広志	株式会社 サインズ	宮城県仙台市若林区六丁の目北町4-57	大場広志	

Contents

01 屋外広告業について 1

02 屋外広告業の登録件数 5

03 屋外広告業に関する手続きの電子化について 7



- 令和8年4月から供用開始を目指して、山形県と山形市が共同で屋外広告業の手続きについて電子化を進めている。
- 申請窓口の拡充により、事業者の利便性向上を図る
- 県(通常申請)・市(特例申請)の申請を一本化できるため、山形市と共同で実施している。

現在の取り組み状況

- やまがたe申請上で各申請(新規・更新・変更・廃業)の申請様式作成
- 申請様式のテスト
- 業務フローの作成

今後の取り組み

- 申請者用マニュアル・周知用のチラシの作成
- HPへの掲載（4月1日）



やまがた e 申請
山形県電子申請サービス



プレビュー 屋外広告業登録（更新）申請書・特例屋外広告業届出書

屋外広告業登録（更新）申請書・特例屋外広告業届出書

屋外広告業登録申請書・特例屋外広告業届出書

申請先の確認

いずれかを選択してください **必須**

- ・山形県内（山形市以外）で屋外広告業を営むには、県知事あて屋外広告業登録申請書を提出する必要があります。
 - ・山形市内で屋外広告業を営むには、山形市長あて特例屋外広告業届出書を提出する必要があります。
- ※どちらを選択しても、手数料は10,000円（山形県への登録手数料）のみです

- 県知事あて屋外広告業登録申請書と山形市長あて特例屋外広告業届出書を同時に提出する。
- 県知事あての屋外広告業登録申請書のみ提出する（こちらを選択した場合、山形市内で屋外広告物の設置工事を請け負うことができません）。

選択解除

申請情報の取り扱いについて **必須** 選択肢の結果によって入力条件が変わります